

代表選抜規則

2007年4月制定

2010年8月改正

2012年7月改正

2014年5月改正

2015年8月改正

(目的)

第1条 この規則は代表選抜委員会規則第2条に基づき、国際試合日本代表の選抜に関し必要な事項を定め、もって代表選抜手続きの適正な運営を図ることを目的とする。

(対象とする選抜試合)

第2条 この規則の対象となる選抜試合は、APBF 選手権／アジアカップのオープン、ウィメン及びシニアの代表選抜試合並びにワールドマインドスポーツゲームズ（ワールドブリッジゲームズ）のオープン、ウィメン及びシニアの代表選抜試合とする。

(選抜試合の実施時期)

第3条 代表選抜試合は、原則として当該国際試合の開始日の6ヶ月前までに実施する。

(選抜試合への参加資格)

第4条 代表選抜試合に参加する者は以下の要件を満たしていなければならない。

1. 年会費納入済みの会員又は会友であること。
 2. 日本国籍保有者の場合は過去1年間他国の代表として WBF 又は各ゾーンの公式試合に参加していないこと。
 3. 日本国籍非保有者の場合は過去2年間他国の代表として WBF 又は各ゾーンの公式試合に参加していないこと。さらに選抜試合の開始日直前の6ヶ月間継続して日本国内に居住していること。
 4. 過去3年間に、懲戒規則による懲戒処分を受けていないこと。
- (2) 前項の定めにかかわらず、代表にふさわしくない明らかな理由があると代表選抜委員会及び理事会が認めた者は、選抜試合に参加することができない。
- (3) 第1項の要件を満たし、第2項に該当しないチームは理事会の承認を得て代表選抜試合に招待される。
- (4) 選抜試合に参加を申し込んだ者が、第2項により招待されなかった場合及び病気その他のやむを得ない理由で選抜試合に参加できなくなった場合は、該当のチームは、メンバーを入れ替えて再度参加を申し込むことができる。

(選抜試合の形式)

第5条 代表選抜試合はオープン、ウィメン、シニアともに6人チームによるチーム戦とする。

- (2) 試合期間はオープン、ウィメンは原則として予選2日間、決勝2日間、シニアは原則として2日間とする。
- (3) オープン、ウィメンの参加申込数が2チームの場合は、予選を行わず2日間の決勝のみ行う。
- (4) オープン、ウィメンの予選は1日当たり60ボード前後を目安とする、参加チーム総当りのラウンドロビンとし、上位2チームが決勝に進出する。決勝は1日当たり60ボード前後を目安とする IMP 戦とする。
シニアは1日あたり60ボード前後を目安とする、IMP 戦（2チーム）または総当たり VP 戦（3チーム以上）を行う。
- (5) 予選、決勝及びシニア代表選抜試合でそれぞれ全ボード数の1/2以上をプレイしな

かったプレイヤーのいるチームは失格となる。(プレイオフのボード数は含まない)

但し、代表選抜委員会が相当の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (6) その他、選抜試合の形式に関してこの規則に定めのない事項については、別に定める各選抜試合の試合要項を適用する。
また、この規則に定めのある事項に関して、試合要項にこの規則と異なる定めのある場合は、試合要項の定めが優先する。

(日本代表の決定)

第6条 オープン、ウィメンの決勝及びシニア代表選抜試合の勝者を当該国際試合の日本代表とする。

- (2) APBF 選手権シニア代表選抜試合の2位チームは、希望により日本第2代表として登録する事ができるが、出場の可否は APBF 選手権参加申込締切後の主催国の決定による。

(キャプテンの任命)

第7条 キャプテンは代表選抜委員会が指名し、理事会の承認を得て任命する。

- (2) キャプテンは原則として選手以外の者が務めることとするが、やむを得ない理由があると代表選抜委員会が認めた場合は、選手のうちの1人が兼ねることも可とする。
(3) キャプテンの役割、権限などについては代表選手規則に定める。

(代表メンバーの補充)

第8条 代表決定後、やむを得ない理由で欠員が生じた場合は、キャプテン及びチームの希望を考慮して、代表選抜委員会が指名し、理事会の承認を得てメンバーを補充する。

(バミューダボウル、ベニスカップ及びシニアボウルの代表メンバー)

第9条 APBF 選手権において、バミューダボウル、ベニスカップ及びシニアボウルの代表権を獲得した場合は、同一メンバー（キャプテンを含む）を当該試合の代表とする。

但し、やむを得ない理由で欠員が生じた場合は、キャプテン及びチームの希望を考慮して、代表選抜委員会が指名し、理事会の承認を得てメンバーを補充する。

- (2) APBF 選手権にプレイングキャプテンで出場したチームが、世界選手権に NPC の派遣を希望する場合は、第1項但し書きに準じた取扱とする。

(選抜試合参加費用の助成)

第10条 代表選抜試合に参加するための交通費、宿泊費の助成を行う。

具体的な助成の内容については、各選抜試合の募集要項に定める。

(改廃)

第11条 この規則の変更は理事会の決議により行う。

(附則)

この規則は 2015 年 4 月 1 日以降に募集する代表選抜試合に適用する。